

しるくるひろばの利用方法

お問い合わせ：富岡市役所（財産活用推進課）0274-62-1511

施設概要

住所：富岡市富岡 1460-1
面積：約 2,700 m²
利用可能時間：午前 9 時から午後 9 時まで

利用可能設備（施設配置図参照）

- ◎トイレは、上町駐車場内のトイレをご利用ください。
※イベント開始時にトイレトーパーを確認し、無い場合は警備員室でお受取りください。
- ◎イベント開始前に庁舎の各入口（6 か所）に「トイレ案内」を貼ってください。
※「トイレ案内」・養生テープは警備員室にあります。
- ◎水道は、東屋内をご利用ください。
- ◎電源は、東屋倉庫内分電盤（15A×10 回路）・議会棟分電盤（15A×10 回路）をご利用ください。
- ◎東屋倉庫内のイス 40 脚・机 10 台・イベントテント 10 張をご利用ください。
※分電盤・東屋倉庫のカギをお受取りください（平日は財産活用推進課、土日祝日は警備員室）。

対象火気器具等の取扱い（テント・キッチンカー共通）

- ◎対象火気器具等を使用する場合、消火器（業務用粉末 ABC10 型以上）を持参してください。
※対象火気器具とは、次の 1～4 の器具です。
 1. 液体燃料 灯油、ガソリン等を使用する器具（例：発電機・ストーブなど）
 2. 個体燃料 炭、練炭等を使用する器具（例：七輪・バーベキューコンロなど）
 3. 気体燃料 プロパンガス等を使用する器具（例：卓上型コンロ・炊飯器など）
 4. 電気器具 電気を熱源とする器具（例：電気コンロ・電気ストーブなど）
※プロパンガス器具は、清掃すること。ガスホースは、適切な長さか・劣化していないか・抜け防止（ホースバンド）をしてあるか確認すること。ガスボンベの転倒防止をしてガスが滞留しない構造になっているか確認すること。
※発電機の予備燃料タンクは、金属製容器で日の当たらない場所で管理すること。発電機へ給油する際は、必ずエンジンを切って周囲の安全を確認し、燃料タンクの圧力調整弁を操作してから給油すること。

飲食物を販売する場合（相談窓口：富岡保健福祉事務所 電話：0274-62-1541）

- ◎キッチンカーまたはテントで食品の販売を行う場合は、「食品衛生法に基づく営業許可証」の写しを財産活用推進課へ提出してください。
- ◎テントで食品を販売する場合
 - ・「食品衛生法に基づく営業許可」を受けた者が、自身の店舗で作ったお弁当、パン、お菓子等を販売する時は商品をしっかり包装し、「屋号・代表者名・連絡先」を商品に表記してください。また、衛生面に十分配慮して管理してください。（温度管理や直射日光など）
 - ・その場で食品を加工等する場合は、「取り扱い可能な食品」が示されています。「催事等の臨時出店届出書」等を、主催者が事前に富岡保健福祉事務所へ提出してください。

酒類を販売する場合（相談窓口：前橋税務署 電話：027-224-4498）

- ◎酒類（未開封のビンや缶）の販売は、酒類製造者又は酒類販売業者が期限付酒類小売業免許を取得する必要があります。
- ◎催物等でビール等コップに注ぐなど、その場で酒類を提供する場合は、販売業免許は必要ありません。ただし、富岡保健福祉事務所への「食品衛生法に基づく営業許可」が必要となります。

裏面をご覧ください

駐車場の利用

◎市営の駐車場を使用する場合は有料、富岡駅東駐車場を利用する場合は無料です。

物品等の搬出入

◎イベント等で前日の搬入等を希望する場合は、財産活用推進課までお問い合わせください。
(歩行者用グレーチング部分、芝生内は車両の乗入れは禁止です。)

利用後の片付け

◎ゴミは、全て持ち帰ってください(イベント時は、トイレ・周辺道路のゴミも確認してください)。
◎東屋倉庫内の机・イス・イベントテントは、元の場所に戻してください。
◎分電盤・東屋倉庫のカギを返却してください(平日は財産活用推進課、土日祝日は警備員室へ)

定期的にご利用する場合

◎毎日又は定期的にひろばを利用する場合は、当月末の1週間前までに、次月の予定表を財産活用推進課へ提出してください。(用紙は財産活用推進課又は「しるくるひろばイベント情報」(富岡市役所HP)でダウンロードしてください。)

安全確保

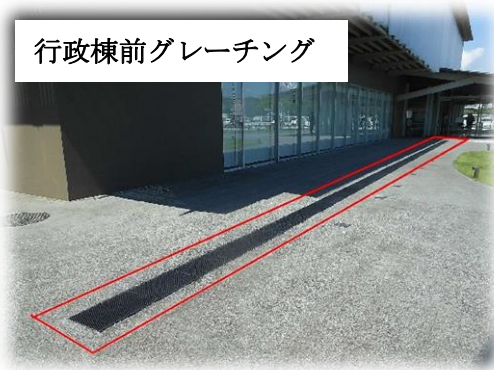
◎AEDは行政棟正面玄関・議会棟正面玄関に設置してあります。
※日曜・祝日は、行政棟西側通用口をご利用ください。
◎災害時は、職員等の指示に従ってください。
◎車回しは、車両が通過しますので注意してください。

留意事項

◎利用者アンケートを提出してください(平日は財産活用推進課、土日祝日は警備員室へ)。
◎当日の受付は不要ですが、代表者は採用通知書を携帯してください。
◎市役所設備を破損した場合、即座に報告してください。(修繕代金を請求する場合があります。)
◎音響設備を使用する際は、近隣住民へ迷惑のかからないよう十分な配慮をしてください。
◎騒音、振動などの苦情が発生した場合は、直ちに利用を停止してください。
◎歩行者用グレーチング部分(行政棟前・議会棟前・東屋裏の雨水排水路。ただし、車回しは除く)、芝生内は車両の乗り入れは禁止です。
◎芝生内に支柱や杭を打つ場合は、配管等を破損させないように注意してください。(別添の「給排水設備」参照)
◎その他、注意事項は許可証の裏面を参照してください。

※車両乗入禁止グレーチング(歩行用グレーチングのため、車が乗ると破損します)

行政棟前グレーチング



議会棟前グレーチング



東屋裏グレーチング

